



職員の給与等に関する報告及び勧告

令和8年 10 月

佐 賀 県 人 事 委 員 会

人 委 第 836 号
令和 8 年 10 月 14 日

佐賀県知事 山 口 祥 義 様

佐賀県人事委員会

委員長 田 島 み ゆ き

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

人 委 第 8 3 6 号
令和 8 年 10 月 14 日

佐賀県議会議長 宮 原 真 一 様

佐賀県人事委員会

委員長 田 島 み ゆ き

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第1 報告	1
第1 給与について	1
1 職員給与の状況	1
2 民間給与の状況	2
3 生計費の状況	3
4 本年の職員給与と民間給与との比較	3
5 国家公務員との給与水準の比較	4
6 人事院の報告及び勧告	5
7 職員の給与の改定方針	6
8 給与勧告実施の要請	9
第2 公務運営について	10
1 人材の確保・育成等	10
2 勤務環境の整備	15
3 服務規律の確保	20
(参考)	
人事院の報告及び勧告の概要	22
別紙第2 勧告	25

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与、県内民間事業所の従業員の給与、国及び他の地方公共団体の職員の給与並びに生計費等、職員の給与を決定する諸条件並びに職員の勤務条件等について調査、研究を行ってきたので、その概要を次のとおり報告する。

第 1 給与について

1 職員給与の状況

本委員会は、「令和 8 年職員給与実態調査」を実施し、佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例等が適用される常勤職員の本年 4 月 1 日における給与の支給状況等について全数調査を行った。

その概要は、次表のとおりである。（詳細は、職員の給与等に関する報告資料（以下「報告資料」という。）の「1 職員給与関係」参照）

【職員構成】

区分		行政職給料表 適用職員	全職員
職 員 数		3,493人 （3,522人）	12,196人 （12,350人）
平 均 年 齢		40.6歳 （40.8歳）	41.0歳 （41.2歳）
平 均 経 験 年 数		18.4年 （18.6年）	18.4年 （18.6年）
学 歴 別 構 成 比	大 学 卒	77.0% （76.6%）	84.2% （84.0%）
	短 大 卒	2.3% （2.5%）	3.8% （4.0%）
	高 校 卒	20.6% （20.9%）	11.9% （12.0%）
男 女 別 構 成 比	男 性	62.4% （63.3%）	56.4% （56.6%）
	女 性	37.6% （36.7%）	43.6% （43.4%）

（注）1 （ ）内は、令和 7 年の数値（次表において同じ。）。

2 詳細は、報告資料第 1 表、第 2 表参照。

【平均給与】

区分	行政職給料表 適用職員	全職員
給料月額	341,447円 (331,412円)	359,859円 (348,536円)
給料の調整額	622円 (642円)	1,702円 (1,695円)
扶養手当	9,344円 (8,881円)	9,824円 (9,200円)
地域手当	433円 (417円)	213円 (198円)
住居手当	7,536円 (7,419円)	6,787円 (6,695円)
管理職手当	7,988円 (7,904円)	5,470円 (5,411円)
上記以外の手当等	969円 (1,045円)	13,275円 (11,599円)
計	368,339円 (357,720円)	397,130円 (383,334円)

(注) 詳細は、報告資料第3表、第4表参照。

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間の給与との比較を行うため、企業規模100人以上かつ事業所規模50人以上の県内民間事業所311事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した109事業所を対象に、人事院等と共同で「令和8年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務と類似すると認められる職務に従事する者4,011人について、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査した。

また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査した。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解、協力をいただき、86.2% (94事業所) と高いものとなっている。

(2) 調査の実施結果

新規学卒者（事務員・技術者）の採用を行った事業所は、大学卒で24.3%、高校卒で27.4%となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で82.9%、高校卒で89.0%、据え置いた事業所の割合は、大学卒で11.8%、高校卒で11.0%である。

また、一般の従業員（係員）に対し、ベースアップを実施した事業所の割合は78.2%、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は91.9%である。（詳細は、報告資料の「2 民間給与関係」参照）

3 生計費の状況

標準生計費については報告資料第26表のとおりである。

4 本年の職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本年の「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表適用職員（本年度の新規学卒の採用者等を除く3,036人）、民間にあってはこれに相当する事務・技術系職種の職務に従事する者について、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢の条件を同じくすると認められる者同士の本年4月分の諸手当を含む給与額を対比させるラスパイレス方式により、精密に比較を行った。

その結果、次表に示すとおり、職員の給与が民間給与を1人当たり平均11,024

円（2.98％）下回っていた。

民間事業従事者と職員（行政職）との給与比較

民間給与(A)	職員給与(B)	較差 (A)-(B) (円) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right] (\%)$
380,881 円	369,857 円	11,024 円 (2.98%)

(注) 職員給与(B)の内訳等は、報告資料第5表参照。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支給された賞与等の特別給は、次表に示すとおり、年間で所定内給与月額4.72月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数（4.65月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.07月分下回っていた。

民間における特別給の支給状況

平均所定内給与	下 半 期 (A 1)	350,875 円
	上 半 期 (A 2)	356,601 円
特別給の支給額	下 半 期 (B 1)	812,104 円
	上 半 期 (B 2)	859,614 円
特別給の支給割合	下半期 (B 1 / A 1)	2.31 月分
	上半期 (B 2 / A 2)	2.41 月分
	年 間 計	4.72 月分

(注) 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは令和8年2月から令和8年7月までの期間をいう。

5 国家公務員との給与水準の比較

総務省の令和7年地方公務員給与実態調査(令和7年4月1日現在)によると、国家公務員（行政職俸給表(一)の適用を受ける職員）の平均俸給月額を100とし、これに相当する職員の構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数（ラスパイレス指数）は、99.8（全国18位、九州3位）となっている。

6 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年 8 月 7 日、国会及び内閣に対し、公務員人事管理に関する報告、職員の給与に関する報告、職員の給与の改定に関する勧告並びに職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告を行った。

月例給については、国家公務員給与が民間給与を平均 15,056 円（3.51%）下回っていたことから、平均 3.3%の引上げ改定を勧告した。改定に当たっては、人材確保の重要性等を踏まえ初任給を引き上げるとともに、業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について昨年を上回る改定を行うこととしている。また、民間の再雇用者の状況を踏まえた再任用職員の月例給の引上げを勧告した。

特別給については、国家公務員の年間の支給月数（4.65 月）が、民間事業所の支給割合（4.72 月）を 0.07 月分下回っていたことから、支給月数を 0.05 月分引上げて 4.70 月とし、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分するよう勧告した。

そのほか、公務上必要な転勤を行う職員に対する経済的負担等に対する給与上の措置を講じることで異動の円滑化を図るため、単身赴任に限らず転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を令和 9 年 4 月から新設すること等についても勧告した。

職員の勤務時間及び休暇については、公務の運営に支障がない場合において、休暇の取得事由を問わず、年間 7 日取得できる「無給休暇」の新設及び休日や週休日に勤務した場合に取得できる代休日の指定や週休日の振替等について、現行の取得単位（代休日の指定は 1 日、週休日の振替等は 1 日又は 4 時間）に満たない場合でも可能とすることについて勧告を行った。

なお、人事院の報告及び勧告の概要は、（参考）のとおりである。

7 職員の給与の改定方針

本委員会は、職員の給与を決定する諸条件について調査研究を行った結果、職員の給与について次のような措置が必要であるとする。

(1) 月例給

前記4(1)のとおり、本年4月時点で、職員給与が民間給与を11,024円(2.98%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、基本的な給与である給料の引上げ改定を行う必要がある。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

ア 行政職給料表

民間給与との比較を行っている行政職給料表について、本年の公民較差の状況及び本年の人事院勧告で示された行政職俸給表(一)の改定内容を踏まえ、給料月額引上げ改定を行う必要がある。

初任給は、人材確保の観点から踏まえ、9,500円引き上げる。これにより、大卒程度試験は243,900円、高卒程度試験は211,800円となる。

また、業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について、昨年を上回る引上げ改定とする。

これらの結果、平均改定率は、1級4.0%、2級3.6%、3級3.4%、4級3.1%、5級から9級までは3.0%となる。

定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額についても、本年の人事院勧告で示された改定内容を踏まえ、引上げ改定を行う必要がある。

イ 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表以外の給料表（医療職給料表（一）を除く。）については、行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定を行う必要がある。医療職給料表（一）については、国の医療職俸給表（一）に準じて改定を行う必要がある。

また、教育職給料表については、教職調整額の引上げに伴う所要の改定を行う必要がある。

(2) 特別給

ア 支給月数の改定

前記４（２）のとおり、職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数が、民間の特別給の支給割合を 0.07 月分下回っていた。このため、昨年８月から本年７月までの１年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図り、支給月数を 0.05 月分引き上げる必要がある。

支給月数の引上げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。

また、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が 6 月期及び 12 月期で均等になるよう定める。

定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる必要がある。

イ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し

人事院は、高度の専門性を有する人材の給与水準を確保することで、必要な人材を確保することが可能となるよう、特定任期付職員の勤勉手当に高い

成績率を適用可能とする見直しについて報告及び勧告を行った。

本県においても、国に準じた見直しを行う必要がある。

(3) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、国に準じて所要の改定を行う必要がある。

(4) 宿日直手当

人事院は、宿日直手当について、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行うとの報告及び勧告を行った。

本県においても、国に準じて所要の改定を行う必要がある。

(5) 転居に関する手当

人事院は、公務上必要な転勤を行う職員に対する経済的負担等に対する給与上の措置を講じることで異動の円滑化を図るため、単身赴任に限らず転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を令和9年4月から新設するとの報告及び勧告を行った。

本県においては、国における手当の内容や本県の実情などを踏まえ、転居に関する手当の在り方について、調査・研究を行っていく必要がある。

(6) その他

人事院においては、民間の動向も踏まえ、本年7月に非常勤職員の給与に関する指針の改正を行い、任期が相当長期にわたる非常勤職員について、扶養手当及び住居手当に相当する給与の支給に努めることを明記した。

本県においても、会計年度任用職員の給与について、適切に対応する必要がある。

ある。

8 給与勧告実施の要請

地方公務員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務するという特殊性を有することから、労働基本権が制約されており、人事委員会の勧告制度は、その代償措置の一つとして、これまで重要な役割を担ってきたところである。

近年、行政需要が増大し、多様化・複雑化する中、効率的で質の高い行政サービスを提供するため、個々の職員は高い士気と責任感を持って困難な職務に立ち向かうことが強く求められている。

こうした職員に対して適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、組織活力の向上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

本年の勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内民間事業所の状況等を踏まえ、月例給、特別給ともに引上げを行うことが必要と判断した。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に御理解をいただき、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

第2 公務運営について

1 人材の確保・育成等

(1) 人材の確保・育成

本委員会では、任命権者が求める人物像に合った多彩で優秀な人材を確保するため、採用試験制度の多様化等に取り組んできた。

現在、本県においては、50歳以上の職員が全体の約3割を占め、当分の間、多くの職員が定年を迎えることとなることから、新たな職員の確保が不可欠である。一方、若年層人口の減少や、民間企業における採用活動の活発化、国や他の地方公共団体との競合などにより、職員の採用を取り巻く環境は深刻さを増しており、今後も激しい人材獲得競争が続くことが見込まれる。

特に、技術系職種の受験倍率（採用予定者数に対する受験者数の割合）は、昨年度の試験見直し等により若干改善したものの、依然として低倍率で推移していることから、民間企業や国・他の地方公共団体の採用手法を研究し、受験者確保につながるよう更なる試験制度の改善や大学との連携など、人材の確保に必要な取組を推進していく必要がある。

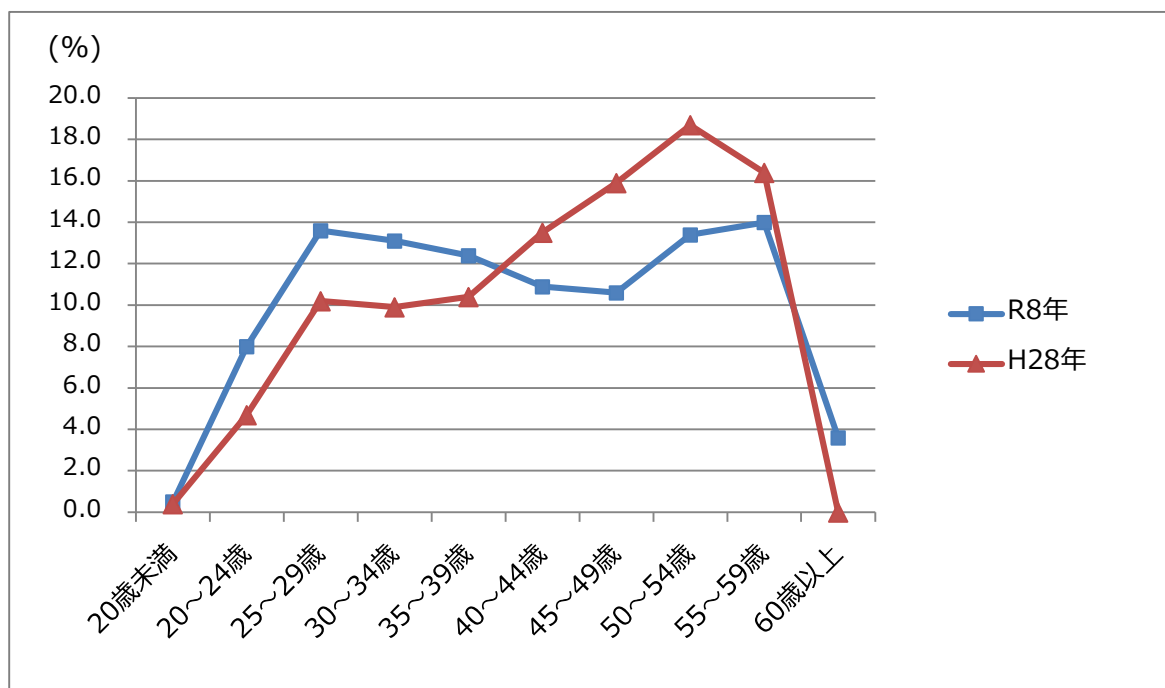
また、こうした取組に加え、技術系職種を希望する学生等に対し、本県の取組や職務の魅力をこれまで以上に戦略的かつ効果的に発信していくことが不可欠である。

これまで、任命権者が行うインターンシップ制度のほか、本委員会では、本県の魅力や独自性を整理し、ターゲットに響くメッセージとして説明会等で発信するとともに、任命権者と連携しながら、職員採用サイトの作成・充実、セミナーの開催や個別相談の実施、大学訪問、民間主催の各種就職セミナー等を活用した情報発信など、募集・広報活動に取り組んできた。

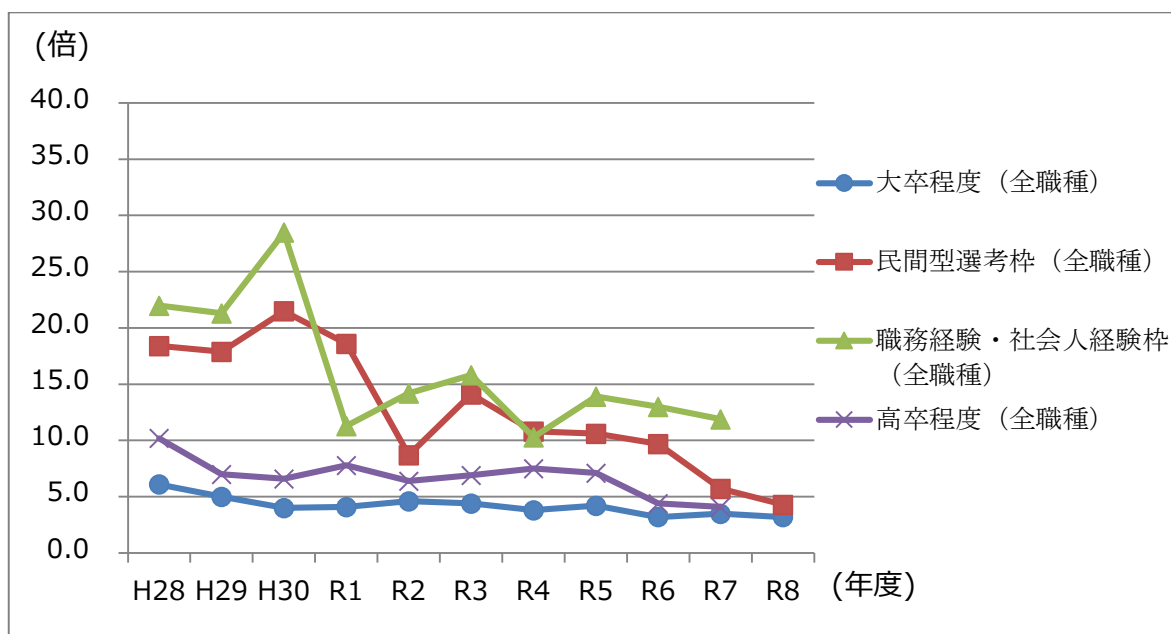
就職活動の早期化や情報収集経路の多様化など就職を取り巻く状況が変化し

ている中、就職先として公務員を意識していない層も含め、より多くの人に本県で働くことの魅力を知ってもらい、本県への関心と受験意欲を高めてもらうため、ターゲットに確実に届く発信手法を研究するとともに、適切な時期における有効な媒体を活用した情報発信を強化する必要がある。引き続き、職員採用サイトの更なる充実やSNSの活用など様々な工夫を重ねながら、任命権者と連携して、広報活動に必要な予算を確保し、募集・広報活動を一層強化していく。

図表1 年齢別職員構成（各年4月1日現在）



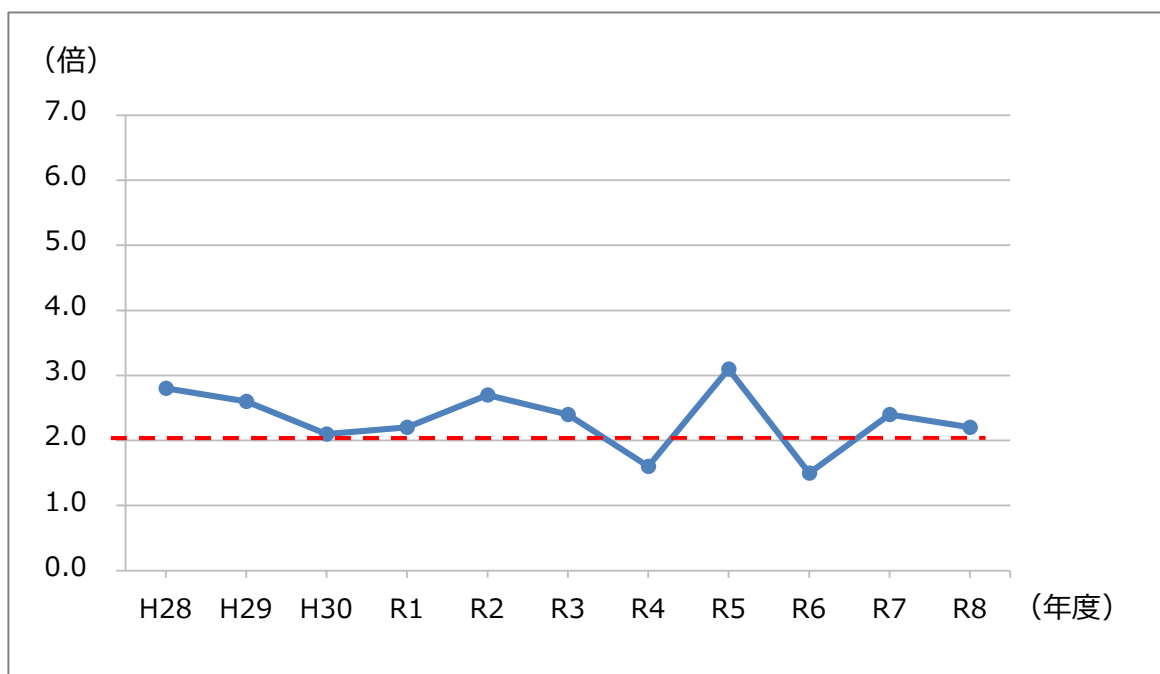
図表 2 試験別受験倍率の推移



(注) 1 教員及び警察官は含まない（図表 3 において同じ。）。

2 受験倍率は、受験者数を採用予定者数で除して算出（図表 3 において同じ。）。

図表 3 技術系職種（資格職等除く）の受験倍率の推移



(注) 大学卒業程度試験（R5～は民間型選考枠（旧：特別枠）も含む。）の状況。

次に、急速に進むデジタルトランスフォーメーション（DX）やグローバル化、少子高齢化など社会経済情勢の変化や多様化する県民ニーズ、複雑化・高度化する行政課題や危機事象等に、組織として適切に対応し、より水準の高い行政サービスを提供していくためには、時代に応じた職員の人材育成が不可欠である。

このため、知事部局においては、目指す職員像を踏まえ、研修を自ら学び考える体系へと見直されたところだが、各任命権者においては、人材育成の方針等に基づき、求められる人材を効果的に育成していくため、キャリア開発や研修の更なる推進とともに、職場研修（OJT）の充実・強化や人事評価の適切な運用などを図りながら、引き続き、長期的な視点で人材の育成に努めることが求められる。

（2）多様な人材の活躍推進

複雑・高度化した行政の諸課題に対応するためには、多様な人材がそれぞれの経験を生かし、活躍できる環境整備が重要である。

本県では、特に行政職においては、民間企業等経験者の採用に力を入れており、本年4月現在、本県の行政職に占める民間企業等経験者の割合は18.7%となっている。民間企業等を経験してきた職員が持つ感性、新しいことに気づき、挑戦しようとする姿勢は県庁で働く他の職員にも刺激となり、県庁組織全体の活性化につながっている。

また、令和5年4月から職員の定年が段階的に65歳まで引き上げられている。60歳を超える職員には、これまで培った豊富な知識、経験等を活用し、後輩職員の育成や知識・技術を継承していくことなどが期待されており、これらの職員が高いモチベーションを維持しながら働き続けられる環境づくりを推進

することが必要である。

女性職員の登用については、管理職に占める女性職員の割合（速報値）は、知事部局が 19.7%（昨年度 17.4%）、教育委員会（公立学校）が 30.3%（昨年度 27.9%）といずれも着実に上昇している。なお、管理職に占める女性職員の割合に係る数値目標はこれまで段階的に引き上げられ、現計画（令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日）では、知事部局は 22%以上、教育委員会（公立学校）は 33%以上と設定された。引き続き、性別に関わらずそれぞれの経験や特性に応じてその能力を十分発揮し活躍できる環境の整備を推進していく必要がある。

障害者雇用については、各任命権者において計画的な採用に努めるとともに、障害のある職員が働きやすい勤務環境を整備・支援する取組を推進されており、昨年 6 月における障害者の実雇用率は、知事部局が 2.97%（目標値 2.80%以上）、教育委員会（公立学校）が 2.72%（目標値 2.70%以上）、警察本部が 3.02%（目標値 2.80%以上）といずれも目標を上回っているものの、継続的に法定雇用率を達成するために、引き続き、障害のある職員が活躍できる職場となることを目指し、更なる障害者雇用の推進に向けた取組が求められる。

多様な人材がいる組織は、変化する環境や県民ニーズに対して柔軟な対応が可能となる。引き続き、職員の多様性を尊重しながら、より良い組織を築いていく必要がある。

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価については、職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成にも活用していく必要がある。

このため、人事評価制度の客観性、公平性、透明性及び信頼性を確保し、職

員の納得感を高めていくことが極めて重要であり、任命権者においては、今後も、継続的な検証を行い、その実情に応じて随時見直し、改善を図っていくことが求められる。

2 勤務環境の整備

(1) 長時間勤務の縮減及び年次休暇の取得促進

ア 時間外勤務の縮減（教育職員を除く）

恒常的な長時間の勤務は、職員の健康及び福祉の確保、勤務意欲の維持に関わるものであり、人材の確保や行政組織の活力の維持に悪影響を及ぼすことから、本委員会は、従来、時間外勤務の縮減の必要性を指摘してきた。

任命権者においては、時間外勤務の縮減について、これまで様々な取組を講じられてきたところであり、昨年度の職員 1 人当たりの年間の時間外勤務の時間数は、全体で 151.1 時間（一昨年度 158.7 時間）と減少している。

しかしながら一方で、条例及び規則に定められた上限を超えて時間外勤務を命じられた職員は令和 5 年度以降増加しており、昨年度は全体で 207 人（一昨年度 241 人）と 2 年連続で 200 人を超えている。規則においては、上限を超える勤務は、大規模災害への対応等公務の運営上真にやむを得ない業務に限定されているが、これらはすべて、当該業務以外で上限を超過しているものである。任命権者は、このような上限を超える時間外勤務が無くなるよう、対策を徹底する必要がある。

また、過度の長時間勤務は、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとされており、このような時間外勤務の最小化は職員の健康保持の観点からも喫緊の課題である。

管理職員は、各職場において、日々のコミュニケーションを深め、効率化・

合理化による業務量の削減を進めていくとともに、特定の職員に過度な負担がかからないよう、業務の平準化に努めることが求められる。また、長時間勤務が職員の心身に負担をかけることを強く認識するとともに、時間外勤務を命じる場合は、事前命令を徹底し、それが真に必要な業務であるか否かを判断した上で、必要最小限となるようにしなければならない。

任命権者においては、業務量に応じた弾力的な人事配置を行うなど、組織全体として、引き続き実効性のある時間外勤務の縮減の取組を推進する必要がある。

イ 学校現場における教育職員の長時間勤務の縮減

昨年6月に公布された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律により、本年4月1日から各教育委員会は、業務量管理・健康確保措置を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定・公表するとともに、その実施状況を毎年公表することとなった。

実施計画は文部科学大臣が定める指針に即して定められることになっており、1月当たりの時間外在校等時間数を令和11年度までに平均30時間程度に削減するという政府目標に沿って、県内の各教育委員会でも、数値目標を定めた実施計画が策定・公表されているところである。

県教育委員会においては、教育職員の負担を軽減するため、様々な業務改善に取り組まれているところであるが、昨年度の教育職員1人当たりの年間の時間外在校等時間数は、全体で322.5時間（一昨年度349.6時間）であり、依然として長時間勤務を行っている教育職員は多い。

県教育委員会においては、質の高い教育の実践と、教育職員の健康及び福祉を確保していくため、実施している取組の効果を検証し改善を重ねながら、よ

り効果的な取組を着実に実施していくことが極めて重要である。

また、市町教育委員会とも連携し、勤務実態の把握や業務分担の見直し、実情に応じた人員配置等の必要な環境を整備することが必要である。

ウ 年次休暇の取得促進

年次休暇については、昨年の職員 1 人当たりの平均取得日数は、全体で 12.7 日と一昨年（13.4 日）から減少している。

年次休暇は有給で勤労から解放される日を設けることで、職員に安心して休養をとらせ、心身のリフレッシュを図ることが目的であり、仕事と生活の調和の実現や自己啓発の推進等に活用されることで、勤労意欲の向上はもとより、公務能率の維持増進にも寄与するものである。

任命権者においては、年間 20 日付与している年次休暇の趣旨を踏まえ、更なる取得の促進に向けた取組が求められる。職員の休暇取得が進まない場合は、その要因を分析し、年次休暇を取得しやすい職場環境づくりに取り組むとともに、引き続き休日や夏季休暇等と組み合わせた計画的かつ連続的な取得促進に努める必要がある。

(2) 職員の健康管理

複雑・多様化する行政課題に的確に対応していくためには、職員一人一人が心身共に健康で、その能力を十分に発揮できることが求められる。

職員の健康管理については、任命権者において、各種健康診断や健康診断事後指導、カウンセリングなどの様々な取組が実施されてきた。

長時間労働については、労働安全衛生法において、事業者は、長時間労働者の業務状況に関する産業医への情報提供、医師による面接指導の実施等が義務付けられており、任命権者においては、これらを踏まえながら、引き続き職員

の健康管理の充実に取り組む必要がある。

一方、心の健康問題による長期病休者は増加傾向にあり、職員のメンタルヘルス対策については取組を強化していく必要がある。

心の健康問題については、未然防止や早期発見・早期対処が肝要であり、管理職員においては、日頃のコミュニケーションを通じて、職員の健康状態等の把握や、周りに相談しやすい職場環境づくりに努めることが重要である。

また、任命権者においては、ストレスチェック等による未然防止を行い、病気休暇・休職からの円滑な職場復帰のための支援の拡充や再発防止について、関係部署と連携しながら、適切な対策を講ずる必要がある。

(3) 仕事と生活の両立支援の推進

職員が仕事と生活の調和を図りながら、公務においても能力を十分に発揮することができるよう、仕事と育児、介護等の両立支援制度及び意識啓発のための取組をより一層推進していくことが重要である。

任命権者においては、育児、介護に係る休暇・休業制度等の充実に図るとともに、仕事と育児、介護等の両立支援制度に関する周知を強化し、休暇等の取得促進にも積極的に取り組んできた。男性職員の育児休業については、「ハッピー・ワン・マンス」^(注)等を推進し、機運の醸成を図ってきたこともあり、昨年度の男性職員の育児休業取得率は70.5%と一昨年度(49.9%)から大幅に増加している。

本年度から見直された特定事業主行動計画では、対象となる男性職員の育児休業の取得について、2週間以上の取得率85%以上を目標に掲げており、任命権者においては、引き続き、対象の男性職員が希望や事情に応じた制度が選択できるよう、業務分担の見直しや人員配置の変更等の措置を積極的に講じるな

ど、育児休業等の両立支援制度が利用しやすい環境づくりをより一層推進していく必要がある。

(注) 本県（知事部局）独自の取組で、対象の男性職員が1月以上の育児に関する休暇・休業を取得することを目標とするもの

(4) 多様で柔軟な働き方の推進等

育児や介護をする職員に限らず、職員のライフスタイルに応じた多様な働き方を支援することは、ワーク・ライフ・バランスの実現や人材確保に資するものである。

人事院は、本年、全ての職員に理由を問わず、年7日間取得できる無給休暇の新設について勧告した。無給休暇の新設により、フルタイム勤務の継続が一時的に困難となった職員が、一定期間、短時間勤務を行うことが可能となる等、既存の休暇では対応できない場合のセーフティーネットとして機能することも期待される。

また、人事院は、休日及び週休日に勤務した場合に取得できる代休日の指定や週休日の振替等について、職員の総実勤務時間を減少させるため、職員が勤務した時間と同じ時間だけ休むことを可能とする見直しを勧告した。

任命権者においては、誰もが安心して勤務できる職場環境の構築を図るため、無給休暇の新設や代休日の指定等の見直し等に関する措置について、国や他の都道府県の動向を踏まえつつ、検討を進める必要がある。

多様で柔軟な働き方としては、現在、早出遅出勤務制度等が設けられているが、任命権者においてはその効果や課題の検証を行うとともに、フレックスタイム制についても、県民サービスや公務運営への影響を勘案しつつ、引き続き検討していく必要がある。

(5) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員の個人としての人格や尊厳を侵害し、勤務意欲や自信を減退させるだけでなく、健康を害する原因となりうる行為であり、さらには、職場環境の悪化など職場全体に大きな影響を与え、公務の運営に支障を及ぼす行為でもある。

任命権者においては、ハラスメントの根絶を目標として、職員研修等を通じた意識啓発により一層取り組むことが求められる。また、ハラスメントに関する相談があった際には、迅速かつ適切に対応し、全ての職員がハラスメントに関する正しい認識を深め、ハラスメントのない職場環境づくりに向けて、取組を強化していく必要がある。

また、近年は、行政窓口等においても、長時間の居座りや大声、罵声、脅迫、謝罪の強要等、職員に対するカスタマー・ハラスメントも問題となっており、昨年の労働施策総合推進法の改正により、カスタマー・ハラスメント対策について、雇用管理上必要な措置を講ずることが地方公共団体の任命権者を含む事業主に義務付けられ、本年10月1日から施行された。

任命権者においては、カスタマー・ハラスメント対応マニュアル等の策定など、対策が進められているが、必要に応じて研修を実施する等実効性の確保に努めるとともに、カスタマー・ハラスメントに対しては、組織全体として毅然と対応していくことが求められる。

3 服務規律の確保

県民全体の奉仕者である職員には、厳正な服務規律と高い公務員倫理の確保が求められているが、一部の職員による不祥事が発生していることは、県民の公務全体に対する信頼を著しく失墜させることであり、誠に遺憾である。

職員においては、一人一人が県民全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観の保持及び服務規律の遵守に努めることが極めて重要である。

任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、平時から指導を徹底するとともに、事実関係を十分に把握、分析し、再発防止のための研修や啓発を行うなど、引き続き実効性のある取組を徹底・強化していく必要がある。

人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年 8 月 7 日、国会及び内閣に対し、公務員人事管理に関する報告、職員の給与に関する報告、職員の給与の改定に関する勧告並びに職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告を行った。それらの概要は、次のとおりである。

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 【令和9年夏に具体的な内容を報告】
- ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
- ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
- ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入
 - 【対象】
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
 - ～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- ✓ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
 - 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- ✓ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- ✓ 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】
 - 転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
 - 例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円【単身赴任者は約49万円】
 - ※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- ✓ 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】
 - 広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- ✓ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】
 - 高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告の結果に基づき、次の事項を実現するため、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第 1 号）、佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第 2 号）及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第 3 号）を改正することを勧告する。

1 佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の改正

（1）給料表

ア 現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

イ 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級又は 4 級である職員の給料月額、その職務の級が 3 級の職員にあっては当該給料表の額に 15,400 円を、その職務の級が 4 級の職員にあっては当該給料表の額に 7,700 円をそれぞれ加えた額とすること。

ウ 中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級又は 4 級である職員の給料月額、その職務の級が 3 級の職員にあっては当該給料表の額に 15,600 円を、その職務の級が 4 級の職員にあっては当該給料表の額に 8,100 円をそれぞれ加えた額とすること。

（2）諸手当

ア 初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度を国に準じて改定すること。

イ 宿日直手当

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 5,000 円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務は 8,000 円（勤務時間が通常の勤務日の 2 分の 1 に相当する時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ 7,500 円、12,000 円）とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当

（ア）定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.275 月分（特定幹部職員にあっては、1.075 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.075 月分（特定幹部職員にあっては 1.275 月分）とすること。

（イ）定年前再任用短時間勤務職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.725 月分（特定幹部職員にあっては、0.625 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.525 月分（特定幹部職員にあっては 0.625 月分）とすること。

2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正

（1）給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

（2）特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当

ア 支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.975 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.9 月分とすること。

イ 勤勉手当の支給総額

勤勉手当の支給総額について、職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に3を超えない範囲内で当該職員の数に応じて人事委員会規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事委員会の承認を受けた額とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.775月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。ただし、1の(1)のイ及びウについては令和9年1月1日から、2の(2)のイについては、令和9年4月1日から実施すること。

別記第 1

行政職給料表

職員の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	207,300	253,900	288,900	323,700	347,600	383,000	438,300	491,200	546,700
	2	208,300	255,200	289,900	325,200	349,400	384,800	440,300	496,600	553,500
	3	209,600	256,600	290,900	326,600	351,300	386,400	442,200	501,500	558,600
	4	210,700	258,000	291,900	328,000	353,100	388,000	444,000	506,200	562,900
	5	211,800	259,400	292,900	329,500	354,800	389,600	445,900	510,200	566,300
	6	213,500	260,800	293,900	330,700	356,600	391,400	447,700	513,600	569,500
	7	215,100	262,200	294,900	331,800	358,400	392,900	449,500	516,600	572,500
	8	216,700	263,700	295,900	333,000	360,000	394,500	451,400	519,100	575,000
	9	218,200	265,100	297,000	334,300	361,600	395,900	453,000	521,100	577,000
	10	220,000	266,300	298,100	335,900	363,400	397,500	454,500		
	11	221,600	267,600	299,100	337,600	365,100	399,100	456,000		
	12	223,200	268,900	300,100	339,200	366,800	400,600	457,500		
	13	224,700	270,100	301,100	340,800	368,300	402,500	459,000		
	14	226,400	271,300	302,400	342,400	369,900	404,400	460,300		
	15	228,200	272,600	303,700	344,100	371,500	406,400	461,700		
	16	229,800	273,800	304,900	345,700	373,100	408,200	462,900		
	17	231,100	275,000	306,200	347,200	374,400	409,700	464,100		
	18	232,700	276,100	307,600	348,900	376,100	411,500	465,400		
	19	234,300	277,200	308,900	350,600	377,700	413,200	466,700		
	20	235,800	278,300	310,100	352,300	379,300	414,800	467,900		
	21	237,300	279,200	311,200	353,700	380,400	416,500	469,100		
	22	238,900	280,200	312,400	355,400	381,900	418,000	469,900		
	23	240,500	281,200	313,700	357,100	383,400	419,400	470,700		
	24	242,200	282,200	315,000	358,700	385,000	420,800	471,500		
	25	243,900	283,200	316,300	359,900	386,700	422,200	472,200		
	26	245,500	284,100	317,400	361,800	388,500	423,400	472,800		
	27	246,800	284,900	318,500	363,600	390,100	424,600	473,400		
	28	248,100	285,900	319,500	365,200	391,800	425,600	474,000		
	29	249,400	286,700	320,700	366,700	393,200	426,700	474,700		
	30	250,500	287,500	321,900	368,300	394,500	428,000	475,500		
	31	251,600	288,400	323,100	369,900	395,800	429,100	475,900		
	32	252,800	289,100	324,300	371,500	397,200	430,200	476,600		
	33	253,900	289,900	325,500	373,300	398,300	430,900	477,100		
	34	254,800	290,700	326,800	375,100	399,200	431,600	477,500		
	35	255,700	291,500	328,200	376,900	400,200	432,200	477,900		
	36	256,700	292,100	329,600	378,700	401,200	432,900	478,300		
	37	257,700	292,800	330,900	380,200	402,000	433,500	478,700		
	38	258,600	293,600	332,200	381,600	402,900	434,100	479,000		
	39	259,500	294,300	333,500	383,000	403,800	434,600	479,300		
	40	260,300	295,000	334,800	384,500	404,600	435,000	479,600		

41	261, 100	295, 700	336, 200	386, 000	405, 400	435, 400	479, 900
42	261, 700	296, 600	337, 400	386, 800	406, 300	435, 600	480, 200
43	262, 300	297, 300	338, 600	387, 700	407, 100	435, 900	480, 500
44	262, 900	298, 000	339, 700	388, 700	407, 800	436, 200	480, 800
45	263, 600	298, 700	340, 700	389, 600	408, 500	436, 500	481, 100
46	264, 200	299, 400	341, 900	390, 700	409, 200	436, 800	
47	264, 800	300, 100	343, 100	391, 600	409, 900	437, 100	
48	265, 400	300, 700	344, 400	392, 600	410, 600	437, 400	
49	265, 900	301, 400	345, 500	393, 500	411, 100	437, 600	
50	266, 500	302, 100	346, 700	394, 200	411, 700	437, 900	
51	267, 100	302, 800	347, 900	394, 900	412, 300	438, 100	
52	267, 600	303, 500	349, 100	395, 600	413, 000	438, 400	
53	268, 000	304, 000	350, 400	396, 000	413, 400	438, 600	
54	268, 400	304, 700	351, 500	396, 600	414, 000	439, 000	
55	268, 700	305, 300	352, 600	397, 200	414, 600	439, 300	
56	269, 000	306, 000	353, 700	397, 900	415, 100	439, 600	
57	269, 300	306, 600	354, 400	398, 200	415, 500	439, 800	
58	269, 600	307, 300	355, 300	398, 900	416, 100	440, 100	
59	269, 900	307, 900	356, 000	399, 600	416, 700	440, 400	
60	270, 200	308, 700	356, 800	400, 200	417, 300	440, 600	
61	270, 500	309, 300	357, 600	400, 500	417, 700	440, 800	
62	270, 800	309, 800	358, 000	401, 000	418, 200	441, 100	
63	271, 100	310, 300	358, 500	401, 600	418, 700	441, 400	
64	271, 400	310, 700	359, 200	402, 200	419, 300	441, 600	
65	271, 700	311, 200	360, 000	402, 500	419, 600	441, 800	
66	272, 000	311, 700	360, 700	403, 100	420, 000		
67	272, 300	312, 100	361, 400	403, 800	420, 300		
68	272, 600	312, 600	362, 100	404, 400	420, 700		
69	272, 900	313, 000	362, 600	404, 800	421, 000		
70	273, 200	313, 500	363, 200	405, 300	421, 300		
71	273, 500	313, 900	363, 700	406, 000	421, 600		
72	273, 800	314, 400	364, 300	406, 500	421, 800		
73	274, 100	314, 800	364, 600	407, 000	422, 000		
74	274, 500	315, 200	365, 100	407, 600	422, 300		
75	274, 800	315, 500	365, 400	408, 000	422, 600		
76	275, 100	315, 800	365, 800	408, 300	422, 800		
77	275, 400	316, 000	366, 200	408, 700	423, 000		
78	275, 700	316, 300	366, 700	409, 200	423, 300		
79	276, 000	316, 500	367, 200	409, 600	423, 600		
80	276, 300	316, 800	367, 700	410, 000	423, 800		
81	276, 600	317, 000	368, 000	410, 400	424, 000		
82	276, 900	317, 200	368, 400	410, 900	424, 300		
83	277, 200	317, 500	368, 800	411, 300	424, 600		
84	277, 500	317, 700	369, 200	411, 700	424, 800		
85	277, 800	318, 000	369, 500	412, 000	425, 000		
86	278, 100	318, 300	369, 900	412, 400			
87	278, 400	318, 600	370, 300	412, 800			
88	278, 700	318, 900	370, 700	413, 200			

	89	279,000	319,200	370,900	413,600					
	90	279,300	319,500	371,300	413,900					
	91	279,600	319,800	371,700	414,300					
	92	279,900	320,100	372,100	414,700					
	93	280,200	320,300	372,300	415,000					
	94		320,500	372,600						
	95		320,800	373,100						
	96		321,200	373,400						
	97		321,400	373,700						
	98		321,700	374,100						
	99		322,000	374,500						
	100		322,400	374,900						
	101		322,600	375,400						
	102		322,900	375,800						
	103		323,200	376,200						
	104		323,500	376,600						
	105		323,700	377,100						
	106		324,000	377,500						
	107		324,300	377,800						
	108		324,600	378,100						
	109		324,800	378,500						
	110		325,100							
	111		325,500							
	112		325,800							
	113		326,000							
	114		326,200							
	115		326,500							
	116		326,900							
	117		327,100							
	118		327,300							
	119		327,600							
	120		327,900							
	121		328,200							
	122		328,400							
	123		328,700							
	124		329,000							
	125		329,400							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		220,900	249,900	295,100	317,700	334,700	362,900	409,200	446,500	504,200

- 備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級又は5級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する備考の2の規定の適用については、同備考の2中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「6,000円」とあるのは「4,900円」とする。

公安職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	238,500	260,000	283,200	322,500	359,500	382,100	414,200	451,300	499,500
	2	241,000	262,200	285,100	323,500	361,000	383,900	415,900	452,900	505,600
	3	243,500	264,500	287,300	324,400	362,500	385,700	417,600	454,400	510,500
	4	245,900	266,700	289,400	325,300	364,000	387,400	419,300	455,900	514,700
	5	248,200	268,900	291,400	325,900	365,500	389,000	420,800	457,400	518,800
	6	250,600	270,900	292,700	326,600	367,000	390,700	422,400	459,000	522,200
	7	253,100	272,900	294,000	327,200	368,400	392,400	424,000	460,400	525,100
	8	255,300	274,800	295,300	327,900	369,800	394,000	425,600	461,900	527,700
	9	257,500	276,600	296,700	328,500	371,200	395,600	427,100	463,000	529,900
	10	259,600	278,300	298,000	329,300	372,800	397,200	428,800	464,400	
	11	261,700	280,000	299,200	330,000	374,600	398,800	430,400	465,900	
	12	263,800	281,400	300,400	330,600	376,200	400,400	432,000	467,400	
	13	265,700	282,800	301,600	331,300	377,600	402,000	433,500	468,700	
	14	267,700	284,600	302,600	332,000	379,200	403,600	435,500	470,400	
	15	269,700	286,000	303,600	332,600	380,800	405,200	437,500	472,100	
	16	271,300	287,400	305,000	333,400	382,300	406,900	439,600	473,700	
	17	272,900	288,800	306,100	334,100	383,900	408,400	441,100	475,100	
	18	274,500	290,000	307,300	334,900	385,600	410,000	442,800	476,800	
	19	276,000	291,200	308,400	335,900	387,200	411,600	444,400	478,500	
	20	277,500	292,300	309,500	336,700	388,700	413,200	446,100	480,100	
	21	279,000	293,600	310,700	337,600	390,200	414,700	447,700	481,500	
	22	280,500	294,700	311,300	338,800	391,800	416,300	449,200	482,200	
	23	282,000	295,900	311,800	340,200	393,400	418,100	450,800	483,000	
	24	283,500	297,100	312,400	341,500	395,100	419,800	452,200	483,700	
	25	285,000	298,400	312,800	342,800	396,500	421,500	453,400	484,100	
	26	286,300	299,700	313,400	344,300	398,200	423,500	454,900	484,600	
	27	287,500	300,900	313,900	345,700	399,900	425,300	456,400	485,200	
	28	288,700	302,100	314,400	346,700	401,400	427,200	457,800	485,800	
	29	289,900	303,000	314,800	347,600	403,000	429,000	459,300	486,400	
	30	291,000	304,000	315,400	348,900	404,600	430,400	460,600	487,100	
	31	292,100	305,100	315,900	350,100	406,300	431,600	461,900	487,600	
	32	293,200	306,100	316,400	351,300	407,900	432,900	463,100	488,100	
	33	294,500	307,400	317,000	352,400	409,600	433,900	464,100	488,600	
	34	295,800	308,000	317,500	353,700	411,600	435,000	464,800	488,900	
	35	297,100	308,600	317,900	354,900	413,600	436,000	465,500	489,200	
	36	298,400	309,200	318,400	356,000	415,600	437,000	466,200	489,600	
	37	299,300	309,600	318,900	357,100	417,400	438,100	466,700	489,900	
	38	300,300	310,200	319,500	358,300	419,100	439,300	467,100	490,100	
	39	301,400	310,800	320,100	359,600	420,600	440,400	467,500	490,400	
	40	302,500	311,300	320,600	360,800	422,100	441,500	467,800	490,600	

41	303,700	311,700	321,200	362,100	423,300	442,700	468,100	490,900
42	304,300	312,300	321,900	363,300	424,300	443,500	468,400	491,100
43	304,900	312,900	322,600	364,500	425,300	444,300	468,700	491,300
44	305,400	313,400	323,200	365,700	426,300	444,900	469,000	491,500
45	305,800	313,800	323,800	366,900	427,300	445,400	469,200	491,900
46	306,300	314,300	324,600	368,200	428,500	446,100	469,500	
47	306,800	314,800	325,400	369,400	429,600	446,800	469,800	
48	307,400	315,300	326,100	370,600	430,700	447,400	470,000	
49	307,800	315,800	326,900	371,900	432,000	448,100	470,300	
50	308,300	316,300	327,900	373,300	432,800	448,500	470,600	
51	308,800	316,900	328,900	374,500	433,600	449,100	470,900	
52	309,300	317,400	330,000	375,800	434,200	449,700	471,200	
53	309,800	318,000	331,100	376,700	434,700	450,200	471,400	
54	310,400	318,700	332,200	378,000	435,400	450,600	471,800	
55	310,800	319,400	333,200	379,200	436,000	451,100	472,000	
56	311,200	320,000	334,200	380,400	436,700	451,600	472,300	
57	311,700	320,600	335,300	381,500	437,000	452,100	472,500	
58	312,200	321,400	336,400	382,800	437,700	452,600	472,800	
59	312,700	322,200	337,500	384,300	438,400	453,000	473,100	
60	313,100	322,900	338,600	385,700	439,000	453,400	473,300	
61	313,600	323,700	339,500	387,000	439,400	453,800	473,500	
62	314,000	324,500	340,800	388,500	439,800	454,100	473,800	
63	314,500	325,300	341,900	390,000	440,300	454,400	474,100	
64	314,900	326,200	343,000	391,400	440,800	454,700	474,400	
65	315,400	327,000	344,000	392,600	441,300	454,900	474,600	
66	315,900	327,800	345,100	394,000	441,700	455,200		
67	316,300	328,600	346,200	395,400	442,200	455,500		
68	316,700	329,500	347,400	396,800	442,700	455,700		
69	317,200	330,400	348,500	397,900	443,200	455,900		
70	317,600	331,300	349,600	399,100	443,700	456,200		
71	318,000	332,200	350,800	400,300	444,300	456,500		
72	318,600	333,100	352,100	401,500	444,800	456,700		
73	319,100	333,800	352,800	402,800	445,200	456,900		
74	319,600	334,700	354,100	404,000	445,800	457,200		
75	320,200	335,600	355,400	405,200	446,200	457,500		
76	320,600	336,400	356,700	406,400	446,400	457,700		
77	321,100	337,100	358,000	407,500	446,700	457,900		
78	321,600	338,000	359,300	408,700	447,200	458,200		
79	322,200	338,900	360,700	409,800	447,500	458,500		
80	322,800	339,900	362,200	411,000	447,800	458,700		
81	323,300	340,900	363,500	412,100	448,100	458,900		
82	323,900	341,800	365,100	412,700	448,500	459,200		
83	324,600	342,700	366,600	413,200	448,900	459,500		
84	325,200	343,700	368,100	413,700	449,300	459,700		
85	325,800	344,600	369,500	414,400	449,600	459,900		
86	326,400	345,600	371,000	414,900	450,000			
87	327,100	346,600	372,500	415,500	450,400			
88	327,800	347,600	374,000	416,100	450,800			

89	328,500	348,500	375,300	416,400	451,200				
90	329,200	349,800	376,500	417,000	451,600				
91	329,900	351,000	377,700	417,500	452,000				
92	330,600	352,300	379,000	418,000	452,400				
93	331,100	353,500	380,300	418,400	452,800				
94	331,800	354,800	381,800	418,800					
95	332,700	356,000	383,300	419,300					
96	333,500	357,200	384,800	419,800					
97	334,200	358,400	386,100	420,200					
98	335,000	359,700	387,300	420,700					
99	335,800	360,900	388,400	421,200					
100	336,600	362,200	389,600	421,600					
101	337,500	363,600	390,700	421,900					
102	338,500	364,500	391,800	422,300					
103	339,500	365,500	392,900	422,700					
104	340,500	366,600	394,000	423,000					
105	341,300	367,700	395,300	423,300					
106	341,900	368,800	395,800	423,800					
107	342,500	369,800	396,400	424,300					
108	343,100	370,800	397,000	424,800					
109	343,600	372,000	397,600	425,100					
110	344,100	373,100	398,100	425,600					
111	344,500	374,100	398,500	426,100					
112	345,000	375,000	399,000	426,600					
113	345,800	375,900	399,400	426,900					
114	346,400	376,800	399,800	427,400					
115	347,100	377,700	400,300	428,000					
116	347,700	378,700	400,800	428,500					
117	348,300	379,700	401,200	428,900					
118	349,000	380,100	401,700	429,400					
119	349,700	380,700	402,300	429,800					
120	350,400	381,300	402,800	430,300					
121	351,000	381,600	403,000	430,700					
122	351,400	382,000	403,500						
123	351,900	382,400	404,000						
124	352,400	382,800	404,400						
125	352,700	383,200	404,900						
126		383,600	405,400						
127		384,100	406,000						
128		384,500	406,500						
129		384,900	406,800						
130		385,300	407,300						
131		385,700	407,800						
132		386,100	408,300						
133		386,300	408,600						
134		386,800	409,100						
135		387,100	409,500						
136		387,400	409,900						

	137		387,700	410,200						
	138		388,100	410,600						
	139		388,600	411,100						
	140		389,100	411,600						
	141		389,400	411,900						
	142		389,900							
	143		390,400							
	144		390,900							
	145		391,200							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		279,900	293,000	298,000	333,600	352,600	368,400	394,300	433,400	469,100

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

研究職給料表

職員の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	207,700	259,500	354,100	405,800	481,000
	2	208,900	263,800	356,100	407,300	491,300
	3	210,100	266,600	358,100	408,700	501,100
	4	211,200	269,400	360,000	410,100	511,100
	5	212,300	272,000	362,100	411,500	521,100
	6	214,500	273,800	364,100	412,900	531,200
	7	216,600	275,400	366,100	414,200	540,000
	8	218,700	276,900	368,000	415,600	547,900
	9	220,900	278,400	369,900	417,100	555,800
	10	223,000	280,400	371,500	418,600	563,000
	11	225,000	282,400	373,200	420,000	568,300
	12	227,000	284,300	374,800	421,400	572,900
	13	229,000	286,400	376,400	422,600	575,900
	14	231,000	288,600	377,500	424,100	577,900
	15	232,900	290,800	378,500	425,600	
	16	234,700	293,000	379,500	427,100	
	17	236,400	295,200	380,800	428,700	
	18	238,200	297,600	382,000	430,300	
	19	240,000	300,000	383,200	431,900	
	20	241,900	302,400	384,500	433,600	
	21	243,800	304,700	385,700	434,800	
	22	245,600	306,900	386,900	436,200	
	23	247,300	309,100	388,000	437,600	
	24	249,000	311,200	389,000	439,000	
	25	250,700	313,300	390,100	440,300	
	26	252,900	315,200	391,100	441,600	
	27	254,800	317,100	392,000	443,100	
	28	256,700	319,100	393,000	444,600	
	29	258,600	321,000	393,900	445,800	
	30	259,800	322,500	394,600	447,000	
	31	260,900	324,100	395,500	448,600	
	32	262,000	325,600	396,200	450,200	
	33	263,500	327,100	396,800	451,500	
	34	264,800	328,600	397,500	452,900	
	35	266,200	330,200	398,200	454,300	
	36	267,600	331,700	399,000	455,700	
	37	269,000	333,100	399,700	457,100	
	38	270,500	334,100	400,400	458,500	
	39	272,000	335,000	401,200	459,900	
	40	273,600	335,800	401,900	461,400	

41	275, 100	336, 500	402, 700	462, 500
42	276, 400	337, 000	403, 800	463, 800
43	277, 800	337, 500	405, 000	465, 200
44	279, 200	337, 900	406, 300	466, 500
45	280, 700	338, 300	407, 000	467, 300
46	282, 000	338, 800	408, 000	468, 100
47	283, 300	339, 300	408, 800	469, 000
48	284, 500	339, 700	409, 500	469, 900
49	285, 800	340, 200	410, 200	470, 700
50	286, 900	340, 600	410, 900	471, 500
51	288, 000	341, 000	411, 500	472, 200
52	289, 100	341, 500	412, 100	473, 000
53	290, 100	341, 900	412, 700	473, 400
54	291, 200	342, 300	413, 400	474, 000
55	292, 200	342, 700	414, 200	474, 500
56	293, 200	343, 100	415, 000	475, 000
57	294, 200	343, 500	415, 600	475, 500
58	294, 900	343, 800	416, 400	
59	295, 400	344, 200	417, 200	
60	296, 000	344, 600	417, 900	
61	296, 700	345, 000	418, 500	
62	297, 300	345, 500	419, 200	
63	297, 900	346, 100	419, 800	
64	298, 500	346, 600	420, 500	
65	299, 100	347, 000	421, 200	
66	299, 600	347, 600	421, 800	
67	300, 200	348, 100	422, 400	
68	300, 700	348, 700	423, 100	
69	301, 300	349, 200	423, 800	
70	302, 000	349, 700	424, 300	
71	302, 600	350, 100	424, 900	
72	303, 200	350, 700	425, 500	
73	303, 900	351, 300	426, 000	
74	304, 500	351, 800	426, 600	
75	305, 100	352, 400	427, 200	
76	305, 800	353, 100	427, 700	
77	306, 500	353, 700	428, 300	
78	307, 300	354, 100	428, 800	
79	308, 000	354, 800	429, 300	
80	308, 500	355, 500	430, 000	
81	309, 100	356, 100	430, 400	
82	309, 800	356, 800		
83	310, 500	357, 400		
84	311, 100	358, 000		
85	311, 600	358, 500		
86	312, 300	359, 000		
87	313, 000	359, 400		
88	313, 600	359, 700		

	89	314,100	360,000			
	90	314,700	360,500			
	91	315,400	360,800			
	92	316,000	361,200			
	93	316,600	361,500			
	94	317,100	361,800			
	95	317,700	362,300			
	96	318,300	362,700			
	97	318,600	363,200			
	98	319,000	363,700			
	99	319,400	364,200			
	100	319,900	364,700			
	101	320,300	365,200			
	102	320,600	365,700			
	103	320,900	366,100			
	104	321,200	366,600			
	105	321,600	367,000			
	106	321,900	367,400			
	107	322,300	367,900			
	108	322,600	368,300			
	109	322,800	368,800			
	110	323,200	369,200			
	111	323,500	369,600			
	112	323,700	370,000			
	113	324,000	370,500			
	114	324,300	370,900			
	115	324,600	371,300			
	116	324,900	371,700			
	117	325,100	372,200			
	118	325,400	372,600			
	119	325,600	373,100			
	120	325,900	373,500			
	121	326,200	373,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		252,600	299,400	327,600	375,200	440,000

備考 1 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務する研究員の職にある職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級又は4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する備考の2の規定の適用については、同備考の2中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「6,000円」とあるのは「4,900円」とする。

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000
	2	319,700	432,800	488,900	590,100
	3	322,000	435,500	490,800	595,200
	4	324,200	438,100	492,700	599,900
	5	326,400	440,600	494,200	604,200
	6	329,900	442,800	495,900	608,500
	7	333,400	444,800	497,700	611,900
	8	336,900	446,900	499,500	614,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300
	10	344,000	450,600	503,000	619,600
	11	347,500	452,200	504,800	
	12	351,000	453,800	506,600	
	13	354,500	455,400	508,400	
	14	358,000	456,900	510,100	
	15	361,500	458,400	511,900	
	16	365,000	459,800	513,700	
	17	368,400	461,200	515,500	
	18	371,600	462,700	517,400	
	19	374,900	464,200	519,300	
	20	378,100	465,600	521,200	
	21	381,400	466,900	523,100	
	22	384,700	468,400	524,800	
	23	387,900	469,800	526,600	
	24	391,000	471,200	528,400	
	25	394,200	472,600	530,000	
	26	396,600	474,000	531,800	
	27	399,000	475,300	533,600	
	28	401,200	476,600	535,100	
	29	403,200	478,000	536,500	
	30	404,900	479,300	538,200	
	31	406,600	480,700	540,000	
	32	408,400	482,100	541,700	
	33	410,200	483,400	543,200	
	34	412,000	484,700	544,500	
	35	413,600	486,000	545,800	
	36	415,100	487,400	547,100	
	37	416,600	488,800	548,100	
	38	418,000	490,400	549,400	
	39	419,400	492,000	550,700	
	40	420,800	493,500	552,000	

	41	422,300	495,100	553,000	
	42	423,100	496,300	553,800	
	43	423,800	497,300	554,600	
	44	424,500	498,300	555,400	
	45	425,300	499,100	556,300	
	46	425,900	500,000	557,100	
	47	426,500	500,900	557,900	
	48	427,000	501,700	558,600	
	49	427,500	502,400	559,400	
	50	427,900	503,100	560,200	
	51	428,400	503,800	560,900	
	52	428,800	504,400	561,800	
	53	429,200	505,000	562,700	
	54	429,500	505,700	563,500	
	55	429,800	506,300	564,400	
	56	430,200	506,900	565,300	
	57	430,500	507,200	566,100	
	58	430,800	507,800	566,900	
	59	431,100	508,400	567,700	
	60	431,400	509,100	568,400	
	61	431,800	509,500	569,200	
	62	432,100	510,100	570,100	
	63	432,400	510,800	571,000	
	64	432,700	511,500	571,900	
	65	433,000	511,900	572,700	
	66		512,500	573,600	
	67		513,100	574,500	
	68		513,600	575,400	
	69		514,100	576,200	
	70		514,600	577,100	
	71		515,100	578,000	
	72		515,600	578,900	
	73		516,000	579,700	
	74		516,500		
	75		516,900		
	76		517,300		
	77		517,800		
	78		518,400		
	79		518,900		
	80		519,300		
	81		519,800		
	82		520,400		
	83		521,000		
	84		521,500		
	85		522,000		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		339,500	386,200	446,500	528,200

備考 この表は、医師及び歯科医師の職にある職員に適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	212,600	252,000	287,200	306,500	340,800	388,600
	2	214,700	253,300	288,000	307,400	342,300	390,300
	3	216,800	254,600	288,700	308,100	343,800	391,900
	4	218,900	255,900	289,500	308,800	345,200	393,500
	5	221,000	257,100	290,300	309,600	346,700	395,100
	6	223,000	258,200	291,100	310,300	348,300	396,700
	7	225,000	259,200	291,900	311,000	349,900	398,300
	8	226,900	260,100	292,600	311,700	351,500	399,900
	9	228,700	261,200	293,300	312,500	353,000	401,500
	10	230,700	262,300	294,100	313,200	354,600	403,500
	11	232,600	263,500	294,900	314,000	356,200	405,500
	12	234,700	264,700	295,700	314,600	357,700	407,600
	13	236,400	265,900	296,600	315,200	359,200	409,000
	14	238,400	267,100	297,400	316,300	360,800	410,700
	15	240,600	268,300	298,100	317,500	362,500	412,400
	16	242,800	269,400	298,900	318,900	364,100	414,100
	17	244,900	270,400	299,700	320,100	365,600	415,800
	18	246,000	271,400	300,600	321,300	367,100	417,400
	19	247,000	272,500	301,400	322,400	368,700	418,900
	20	248,000	273,500	302,100	323,600	370,200	420,400
	21	249,100	274,700	302,900	324,900	371,500	421,700
	22	249,900	275,600	303,800	326,100	373,100	423,000
	23	250,800	276,400	304,700	327,300	374,600	424,300
	24	251,600	277,200	305,400	328,500	376,000	425,400
	25	252,600	278,000	306,100	329,800	377,400	426,500
	26	253,500	278,800	307,000	331,000	378,900	427,600
	27	254,400	279,600	308,000	332,200	380,400	428,800
	28	255,300	280,400	308,800	333,400	381,800	429,900
	29	256,100	281,100	309,600	334,700	383,200	430,700
	30	256,900	281,900	310,600	335,900	384,900	431,500
	31	257,600	282,700	311,600	337,200	386,300	432,200
	32	258,400	283,500	312,600	338,400	387,800	433,000
	33	259,100	284,300	313,600	339,600	389,000	433,400
	34	259,700	285,100	314,700	340,800	390,100	434,000
	35	260,300	285,800	315,800	342,000	391,300	434,500
	36	261,000	286,600	316,700	343,200	392,400	434,900
	37	261,700	287,500	317,700	344,500	393,400	435,300
	38	262,300	288,300	318,900	345,700	394,200	435,500
	39	262,900	289,100	320,000	346,900	395,200	435,800
	40	263,500	289,800	321,000	348,000	396,300	436,100

41	264,000	290,500	322,000	348,900	397,300	436,400
42	264,600	291,300	323,200	350,100	398,300	436,700
43	265,200	292,100	324,400	351,300	399,300	437,000
44	265,700	292,800	325,500	352,400	400,200	437,300
45	266,100	293,500	326,500	353,300	401,000	437,500
46	266,700	294,300	327,600	354,200	401,800	437,800
47	267,100	295,100	328,700	355,200	402,700	438,100
48	267,500	295,800	329,900	356,100	403,500	438,400
49	267,900	296,600	331,000	357,000	404,000	438,600
50	268,400	297,400	332,000	357,900	404,800	438,900
51	268,900	298,000	333,000	358,900	405,600	439,200
52	269,400	298,700	334,100	359,800	406,500	439,500
53	269,700	299,400	335,100	360,300	406,900	439,700
54	270,000	300,100	336,000	361,200	407,600	
55	270,300	300,800	336,900	361,900	408,300	
56	270,600	301,400	337,900	362,900	408,900	
57	270,900	302,100	338,800	363,600	409,300	
58	271,200	302,900	339,600	363,900	409,800	
59	271,500	303,600	340,700	364,300	410,400	
60	271,800	304,200	341,600	364,900	411,000	
61	272,100	304,700	342,500	365,500	411,400	
62	272,400	305,400	343,200	366,200	411,900	
63	272,700	306,100	343,900	366,900	412,400	
64	273,000	306,700	344,500	367,500	412,900	
65	273,300	307,300	345,100	368,200	413,500	
66	273,600	307,900	345,800	368,700	414,000	
67	273,900	308,600	346,400	369,300	414,600	
68	274,200	309,300	347,000	369,900	415,200	
69	274,600	309,900	347,600	370,200	415,700	
70	274,900	310,400	347,800	370,700	416,200	
71	275,200	311,000	348,200	371,100	416,600	
72	275,400	311,500	348,700	371,600	417,100	
73	275,600	312,100	349,300	372,100	417,400	
74	275,900	312,500	349,800	372,600	417,900	
75	276,200	312,800	350,300	373,200	418,300	
76	276,400	313,100	350,700	373,600	418,700	
77	276,600	313,400	351,400	373,900	419,100	
78	276,900	313,700	351,900	374,200		
79	277,200	313,900	352,300	374,400		
80	277,400	314,200	352,800	374,700		
81	277,600	314,500	353,300	375,200		
82	277,900	314,700	353,600	375,500		
83	278,200	315,000	353,800	375,800		
84	278,400	315,300	354,100	376,100		
85	278,600	315,500	354,500	376,500		
86		315,700	354,900	376,800		
87		315,900	355,200	377,100		
88		316,100	355,500	377,400		

	89		316,500	355,800	377,800		
	90		316,700	356,000	378,100		
	91		316,900	356,400	378,300		
	92		317,100	356,700	378,600		
	93		317,500	356,900	378,900		
	94		317,700	357,200	379,300		
	95		317,900	357,500	379,700		
	96		318,300	357,700	380,100		
	97		318,600	357,900	380,600		
	98		318,800	358,200	381,000		
	99		319,000	358,500	381,400		
	100		319,300	358,700	381,800		
	101		319,600	358,900	382,300		
	102		319,800	359,100			
	103		320,000	359,500			
	104		320,300	359,700			
	105		320,600	359,900			
	106			360,200			
	107			360,600			
	108			361,000			
	109			361,200			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		222,000	250,000	281,800	297,200	326,100	372,100

備考 1 この表は、薬剤師、獣医師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、保健師、助産師、看護師、准看護師、その他の職員で人事委員会規則で定めるもの(管理職手当を支給する職にある職員を除く。)に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級又は6級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する備考の2の規定の適用については、同備考の2中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「6,000円」とあるのは「4,900円」とする。

高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	225, 100	273, 000	347, 300	406, 800	483, 700
	2	227, 500	274, 400	349, 200	408, 300	485, 500
	3	229, 900	275, 800	351, 200	409, 800	487, 300
	4	232, 300	277, 200	353, 000	411, 300	489, 100
	5	234, 500	278, 600	354, 700	412, 800	490, 800
	6	236, 900	279, 800	356, 600	414, 200	492, 500
	7	239, 100	281, 000	358, 500	415, 700	494, 500
	8	241, 300	282, 200	360, 300	417, 200	496, 300
	9	243, 600	283, 500	362, 300	418, 500	498, 000
	10	245, 800	284, 600	364, 300	419, 900	499, 600
	11	248, 000	285, 800	366, 200	421, 400	501, 300
	12	250, 300	287, 000	368, 000	422, 900	502, 800
	13	252, 600	288, 300	369, 800	424, 200	504, 300
	14	254, 700	290, 000	371, 500	425, 700	505, 700
	15	256, 800	291, 700	373, 200	427, 200	507, 100
	16	258, 900	293, 400	374, 800	428, 800	508, 400
	17	261, 000	295, 100	376, 400	430, 200	509, 600
	18	262, 800	297, 200	377, 800	431, 800	510, 200
	19	264, 600	299, 400	379, 100	433, 400	510, 800
	20	266, 300	301, 700	380, 300	434, 900	511, 500
	21	268, 000	303, 900	381, 700	436, 100	512, 100
	22	269, 300	306, 100	383, 300	437, 500	
	23	270, 600	308, 500	385, 000	439, 000	
	24	271, 800	310, 700	386, 500	440, 300	
	25	273, 000	312, 800	388, 000	441, 900	
	26	274, 200	314, 700	389, 700	443, 300	
	27	275, 500	316, 600	391, 300	444, 600	
	28	276, 700	318, 500	392, 800	446, 000	
	29	277, 800	320, 400	394, 400	447, 400	
	30	278, 800	322, 300	396, 100	448, 700	
	31	279, 900	324, 100	397, 700	450, 300	
	32	280, 900	325, 800	399, 300	451, 800	
	33	282, 000	327, 500	400, 900	453, 400	
	34	283, 100	329, 400	402, 500	454, 800	
	35	284, 300	331, 100	404, 000	456, 400	
	36	285, 700	332, 800	405, 500	457, 900	
	37	286, 900	334, 500	407, 100	459, 600	
	38	288, 000	336, 300	408, 600	461, 200	
	39	289, 200	338, 100	410, 100	462, 800	
	40	290, 300	339, 800	411, 500	464, 400	

41	291,600	341,300	412,800	465,900
42	292,600	343,200	414,300	467,400
43	293,600	345,000	415,700	468,600
44	294,500	346,700	417,200	469,800
45	295,100	348,500	418,700	471,000
46	295,900	350,400	420,300	472,400
47	296,800	352,200	421,900	473,600
48	297,600	354,000	423,300	474,800
49	298,300	355,800	424,500	475,900
50	299,100	357,600	425,900	477,100
51	299,800	359,300	427,300	478,300
52	300,600	361,000	428,700	479,500
53	301,400	362,800	429,900	480,700
54	302,200	364,200	431,100	481,900
55	302,900	365,600	432,400	483,200
56	303,700	367,100	433,700	484,400
57	304,400	368,700	435,000	485,500
58	305,000	370,300	436,300	486,100
59	305,800	371,800	437,700	486,600
60	306,600	373,500	439,000	487,100
61	307,400	375,100	440,200	487,600
62	308,000	376,700	441,600	
63	308,800	378,300	443,000	
64	309,400	379,800	444,300	
65	310,400	381,400	445,500	
66	311,200	383,000	446,700	
67	311,900	384,700	448,000	
68	312,600	386,200	449,400	
69	313,300	387,700	450,800	
70	314,000	389,300	452,000	
71	314,700	390,700	453,000	
72	315,400	392,200	454,200	
73	316,100	393,700	455,400	
74	316,800	395,400	456,500	
75	317,500	397,000	457,700	
76	318,100	398,500	458,700	
77	318,800	399,900	459,800	
78	319,500	401,300	460,900	
79	320,200	402,700	461,900	
80	320,800	404,000	462,900	
81	321,400	405,300	463,800	
82	322,000	406,800	464,600	
83	322,700	408,100	465,400	
84	323,400	409,400	466,200	
85	324,100	410,500	466,900	
86	324,900	411,900	467,300	
87	325,600	413,200	467,700	
88	326,200	414,500	468,100	

89	326,900	415,700	468,500
90	327,700	417,100	468,800
91	328,400	418,200	469,100
92	329,300	419,400	469,300
93	329,800	420,600	469,600
94	330,500	421,700	469,900
95	331,200	422,900	470,200
96	331,900	424,100	470,400
97	332,500	425,500	470,600
98	333,100	426,500	470,900
99	333,900	427,500	471,200
100	334,600	428,600	471,400
101	335,400	429,500	471,600
102	336,200	430,500	472,000
103	337,100	431,600	472,300
104	337,900	432,700	472,500
105	338,500	433,400	472,700
106	339,300	434,300	
107	340,200	435,200	
108	341,000	436,100	
109	341,600	436,900	
110	342,000	437,700	
111	342,300	438,500	
112	342,800	439,400	
113	343,300	440,000	
114	343,700	440,700	
115	344,100	441,400	
116	344,500	442,100	
117	345,000	442,700	
118	345,500	443,200	
119	345,900	443,500	
120	346,400	443,800	
121	346,900	444,100	
122	347,300	444,400	
123	347,700	444,700	
124	348,200	444,900	
125	348,700	445,100	
126	349,000	445,400	
127	349,300	445,700	
128	349,600	445,900	
129	349,800	446,100	
130	350,100	446,400	
131	350,400	446,700	
132	350,600	446,900	
133	350,800	447,100	
134	351,000	447,400	
135	351,300	447,700	
136	351,600	447,900	

	137	351,900	448,100			
	138	352,100	448,400			
	139	352,400	448,700			
	140	352,700	448,900			
	141	352,900	449,100			
	142	353,100	449,400			
	143	353,400	449,700			
	144	353,600	450,000			
	145	353,900	450,200			
	146	354,100				
	147	354,400				
	148	354,700				
	149	354,900				
	150	355,100				
	151	355,400				
	152	355,700				
	153	355,900				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		270,700	316,000	348,900	380,100	476,000

備考 1 この表は、次に掲げる者に適用する。

- (1) 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手
 - (2) 県立の中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた者
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円を、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

中学校・小学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	225, 100	246, 800	347, 300	378, 000	466, 100
	2	227, 500	249, 200	349, 200	379, 500	467, 400
	3	229, 900	251, 700	351, 200	381, 100	468, 600
	4	232, 300	254, 200	353, 000	382, 600	469, 900
	5	234, 500	256, 700	354, 700	384, 100	471, 000
	6	236, 900	259, 100	356, 600	385, 500	472, 200
	7	239, 100	261, 500	358, 500	386, 800	473, 400
	8	241, 300	264, 100	360, 300	388, 200	474, 700
	9	243, 600	266, 500	362, 300	389, 700	476, 000
	10	245, 800	268, 100	364, 300	391, 000	477, 200
	11	248, 000	269, 700	366, 200	392, 400	478, 300
	12	250, 300	271, 300	368, 000	393, 700	479, 400
	13	252, 600	273, 000	369, 800	395, 200	480, 600
	14	254, 700	274, 400	371, 500	396, 500	481, 400
	15	256, 800	275, 800	373, 200	397, 700	482, 200
	16	258, 900	277, 200	374, 800	398, 900	483, 200
	17	261, 000	278, 600	376, 400	399, 900	484, 100
	18	262, 800	279, 800	377, 800	401, 200	484, 500
	19	264, 600	281, 000	379, 100	402, 500	485, 000
	20	266, 300	282, 200	380, 300	403, 600	485, 500
	21	268, 000	283, 500	381, 700	404, 600	486, 000
	22	269, 300	284, 600	383, 100	405, 800	
	23	270, 600	285, 800	384, 600	407, 100	
	24	271, 800	287, 000	385, 900	408, 200	
	25	273, 000	288, 300	387, 200	409, 200	
	26	274, 100	290, 000	388, 700	410, 300	
	27	275, 300	291, 700	390, 100	411, 400	
	28	276, 400	293, 400	391, 400	412, 500	
	29	277, 600	295, 100	392, 600	413, 600	
	30	278, 700	297, 200	394, 000	414, 800	
	31	279, 800	299, 400	395, 400	415, 900	
	32	280, 800	301, 700	396, 700	417, 100	
	33	281, 900	303, 900	398, 000	418, 100	
	34	282, 900	306, 100	399, 100	419, 200	
	35	283, 900	308, 500	400, 200	420, 400	
	36	285, 000	310, 700	401, 400	421, 600	
	37	286, 300	312, 800	402, 600	422, 700	
	38	287, 200	314, 700	403, 700	424, 000	
	39	288, 200	316, 600	404, 900	425, 100	
	40	289, 300	318, 500	406, 100	426, 200	

41	290, 500	320, 400	407, 200	427, 300
42	291, 600	322, 300	408, 300	428, 700
43	292, 700	324, 100	409, 500	429, 700
44	293, 800	325, 800	410, 600	430, 800
45	294, 700	327, 500	411, 700	432, 000
46	295, 500	329, 400	412, 900	433, 200
47	296, 400	331, 100	414, 100	434, 400
48	297, 200	332, 800	415, 200	435, 600
49	297, 800	334, 500	416, 100	436, 700
50	298, 600	336, 300	417, 400	437, 700
51	299, 300	338, 100	418, 400	439, 100
52	300, 000	339, 800	419, 500	440, 300
53	300, 800	341, 300	420, 300	441, 500
54	301, 600	343, 200	421, 400	442, 600
55	302, 200	345, 000	422, 400	443, 700
56	302, 900	346, 700	423, 400	444, 800
57	303, 600	348, 500	424, 500	445, 800
58	304, 400	350, 400	425, 500	447, 000
59	305, 200	352, 200	426, 600	448, 200
60	305, 800	354, 000	427, 700	449, 400
61	306, 400	355, 800	428, 800	450, 100
62	307, 100	357, 600	429, 900	450, 900
63	307, 900	359, 300	431, 000	451, 600
64	308, 400	361, 000	432, 000	452, 100
65	309, 100	362, 800	432, 900	452, 400
66	309, 800	364, 200	433, 800	452, 700
67	310, 400	365, 600	434, 800	453, 100
68	311, 000	367, 100	435, 800	453, 500
69	311, 700	368, 700	436, 600	453, 800
70	312, 400	370, 200	437, 400	454, 200
71	313, 000	371, 700	438, 100	454, 500
72	313, 700	373, 300	439, 000	454, 800
73	314, 200	374, 700	439, 700	455, 100
74	314, 900	376, 300	440, 300	455, 400
75	315, 600	377, 800	441, 000	455, 700
76	316, 100	379, 200	441, 700	456, 000
77	316, 700	380, 600	442, 300	456, 200
78	317, 400	382, 100	443, 000	456, 500
79	318, 000	383, 600	443, 500	456, 800
80	318, 700	385, 300	444, 100	457, 000
81	319, 200	386, 600	444, 500	457, 200
82	319, 800	387, 900	444, 900	
83	320, 400	389, 200	445, 200	
84	321, 000	390, 400	445, 400	
85	321, 400	391, 500	445, 600	
86	321, 800	392, 700	445, 900	
87	322, 300	393, 700	446, 200	
88	322, 800	394, 800	446, 400	

89	323, 200	395, 900	446, 600
90	323, 600	397, 000	446, 900
91	324, 000	398, 100	447, 200
92	324, 400	399, 100	447, 400
93	324, 700	400, 200	447, 600
94	325, 100	401, 300	447, 900
95	325, 500	402, 300	448, 200
96	325, 800	403, 400	448, 400
97	326, 100	404, 400	448, 600
98	326, 500	405, 400	448, 900
99	326, 800	406, 400	449, 200
100	327, 100	407, 300	449, 400
101	327, 500	408, 100	449, 600
102	327, 800	409, 100	450, 000
103	328, 100	409, 900	450, 300
104	328, 400	410, 800	450, 500
105	328, 600	411, 600	450, 700
106	328, 900	412, 500	
107	329, 300	413, 400	
108	329, 500	414, 300	
109	329, 700	415, 100	
110	329, 900	416, 100	
111	330, 200	417, 100	
112	330, 500	418, 000	
113	330, 700	418, 600	
114	330, 900	419, 500	
115	331, 100	420, 400	
116	331, 400	421, 300	
117	331, 700	422, 100	
118	331, 900	422, 800	
119	332, 200	423, 600	
120	332, 500	424, 400	
121	332, 700	425, 000	
122	332, 900	425, 700	
123	333, 100	426, 400	
124	333, 400	427, 000	
125	333, 700	427, 600	
126		428, 400	
127		428, 900	
128		429, 500	
129		430, 100	
130		430, 700	
131		431, 200	
132		431, 700	
133		432, 000	
134		432, 300	
135		432, 500	
136		432, 800	

	137		433,100			
	138		433,400			
	139		433,700			
	140		434,000			
	141		434,300			
	142		434,600			
	143		434,900			
	144		435,200			
	145		435,400			
	146		435,700			
	147		436,000			
	148		436,200			
	149		436,400			
	150		436,700			
	151		437,000			
	152		437,200			
	153		437,400			
	154		437,700			
	155		438,000			
	156		438,200			
	157		438,400			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		261,500	312,900	344,100	373,500	464,600

- 備考 1 この表は、中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（高等学校等教育職給料表の適用を受ける者を除く。）に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円を、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

別記第 2

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

第 7 条第 1 項の給料表

号給	給料月額(円)
1	423,000
2	475,000
3	530,000
4	599,000
5	684,000
6	798,000
7	932,000

別記第 3

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例

第 5 条第 1 項の給料表

号給	給料月額(円)
1	447,000
2	512,000
3	581,000
4	670,000
5	779,000
6	888,000

第 5 条第 2 項の給料表

号給	給料月額(円)
1	374,000
2	412,000
3	443,000

